

十一 国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）

<p>改正案</p>	<p>第二条（略）                  国債ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ証券ヲ発行セス                  第二条ノ二 財務大臣ノ定ムル国債ハ財務大臣ノ定ムル者ニ譲渡ス場                  合ヲ除ク外之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ス</p>
<p>現行</p>	<p>第二条（略）                  国債ノ登録ハ債権者ノ請求ニ因リ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ証券ヲ                  発行セス                  （新設）</p>